

香川高等専門学校いじめ防止等基本計画

校長裁定

令和6年1月24日改定

香川高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。以下「国の基本方針」という。）、及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。最終改定令和2年4月30日。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見及び対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「香川高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「本計画」という。）を定める。

1. いじめについての理解

（いじめの定義）

- 第1 本計画における「いじめ」とは、本校の学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

- 第2 学生は、いじめを行ってはならない。年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気醸成するよう努めなければならない。

（基本的姿勢）

- 第3 いじめの防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構本部（以下「高専機構本部」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。
- 4 教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障

のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、組織的な対応を行わなければならない。

- 5 いじめの防止等のための対策は、校長を中心に全教職員が一致協力した学生指導体制を確立して行う。

2. 本校及び教職員の責務

第4 本校及び全ての教職員は、法及び国の基本方針にのっとり、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 2 校長は、自らがいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。

3 教職員は、本計画の内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。特に、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。学生に最も身近な担任、部活動顧問、科目担当教員は、学生の学校生活における変化や危険信号を見逃さないよう学生を見守るとともに、教職員相互の連携を密にし、情報を共有する。いじめを発見し、又は、いじめの相談を受けた教職員は直ちに学生主事（いじめ防止対策室長）に報告する。

- 4 学生主事を室長とするいじめ防止対策室構成員（第7の2）は、それぞれの置かれた立場において、いじめの未然防止、早期発見及び事案対処等の以下の責務を果たす。

(1) いじめ早期発見の実効性を確保するために、学生相談室による教育相談の実施および学生相談窓口を広く周知するとともに、学生主事及び寮務主事によるアンケート調査を定期的に実施する。

(2) いじめがあったことが確認された場合には、初期対応を行いキャンパスいじめ対策委員会に直ちに報告するとともに、事案対処マニュアルに沿って正確な認知等のためにいじめサポートチームにて協力協働し対応を実施する。

(3) いじめをやめさせ、またその再発を防止するために、いじめ防止対策室はいじめを受けた学生及びその保護者に対する支援並びにいじめを行なった学生及びその保護者に対する指導をそれぞれに担当者を定めて継続的に行う。

(4) 寮においては、学習環境と生活環境を共にする学生が多数存在する特殊性を考慮し、寮務主事主導の下いじめを許さない環境づくりを徹底する。

5 副校長を委員長とするキャンパスいじめ対策委員会（第6の7）は、いじめ防止対策室から報告のあった事案について、速やかにいじめ防止対策室の実施する初期対応、事実関係の調査方針及び対策方針の確認を行い、修正等が必要な場合はいじめ対策室に指示を行う。いじめ重大事案の疑いがある場合はいじめ対策委員会に報告する。

6 校長を委員長とするいじめ対策委員会（第6の2）は、組織的かつ実効的にいじめ対策に取り組む中核として、いじめ防止計画の策定や対応方針の検討、またそれらの点検・評価を行

う。いじめ防止対策の実効性の検証においては、客観性を考慮して心理や福祉の専門家であるスーパーバイザー（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）も参画させる。

3. いじめ防止基本計画等

- 第5 本校は、本計画を策定し、学生及び学生の保護者への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。
- 2 本計画には、いじめ防止等プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとして、本校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し、全ての教職員がその内容及び自らの役割等を把握し、その主体的かつ積極的な参画の基に実行する。
- 3 本校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づき、策定した本計画が実情に即して機能しているかを随時学生の意見や要望も参考にしながら適切に点検・評価するとともに、必要に応じて見直しを行う。

4. いじめ防止等のための組織

（いじめ対策委員会の設置）

- 第6 組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。
- 2 「いじめ対策委員会」は、本校いじめ対策委員会規程によって次の構成員により組織される。
- 一 校長（委員長）
 - 二 副校長
 - 三 事務部長
 - 四 教務主事
 - 五 学生主事（いじめ防止対策室長兼務）
 - 六 寮務主事
 - 七 学生相談室長
 - 八 学務課長及び学生課長
 - 九 その他校長が必要と認め指名する者（学外者も含む。）
- 3 「いじめ対策委員会」は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止等プログラム」という。）及びいじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。また、いじめの状態がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に掲げる重大事態であるかの判断に関すること、いじめの事実関係の調査方針及び対策方針に関すること、いじめ防止等基本計画やそれに基づく取組等の点検・評価及び見直しに関することを審議する。
- 4 「いじめ対策委員会」は、役割・機能を果たすよう定期的に委員会を開催するとともに、開

催したときは議事録を作成する。

- 5 各キャンパスにキャンパスいじめ対策委員会をおく。
- 6 キャンパスいじめ対策委員会では、いじめの状態がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に掲げるいじめの判断に関すること、いじめの事実関係の調査方針及び対策方針に関すること、学生処分を付託することを審議する。
- 7 キャンパスいじめ対策委員会は、各キャンパスの次の各号に掲げる委員を持って組織する。
 - 一 校長
 - 二 副校長（委員長）
 - 三 事務部長
 - 四 教務主事
 - 五 学生主事
 - 六 寮務主事
 - 七 学生相談室長
 - 八 学務課長または学生課長
 - 九 その他校長が必要と認め指名する者（学外者も含む。）

（いじめ防止対策室の設置）

第7 関係者・関係組織と情報を共有しながら、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、各キャンパスに「いじめ防止対策室」を設置する。

- 2 「いじめ防止対策室」は、本校いじめ防止対策室規程によって次の構成員により組織される。
 - 一 学生主事（室長）、学生副主事及び主事補
 - 二 学生相談室長及び室員
 - 三 寮務主事、寮務副主事及び主事補
 - 四 担任・科目担当教員・部活動顧問
 - 五 看護師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
 - 六 学務課または学生課職員
 - 七 その他室長が必要と認め指名する者（学外者も含む。）
- 3 「いじめ防止対策室」は、いじめ対策委員会の要請に基づき、いじめに関する下記措置を行う。
 - ・学生へのいじめ防止等に関する啓発活動
 - ・いじめの未然防止のための学生への取組についての立案・実施
 - ・いじめの早期発見のためのアンケート等の実施
 - ・いじめに関する調査及びキャンパスいじめ対策委員会への報告
 - ・被害者・保護者への支援
 - ・加害者・保護者への対応
 - ・その他いじめに関することへの支援
- 4 室長は、構成員と連絡を取りながら、当該学生の事案に応じた必要ないじめサポートチームを構成して対応する。

5. いじめの未然防止のための取組

第8 「いじめ防止等プログラム」により、いじめ防止等に向けた取り組みを計画的に実施する。

- 2 本校の教育活動全体を通じた人権教育の充実，読書活動や体験活動などの推進により，学生の社会性を育むとともに，幅広い社会体験や生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する対人交流能力を養う。
- 3 自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，学生が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 4 本校の教育活動全体を通じ，学生が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての学生に提供し，学生の自己有用感を高めるよう努める。また，自己肯定感が高められるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- 5 本計画について学生の保護者や地域の理解を得ることで，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性の認識を広める。又，保護者懇談会などを通じて家庭との緊密な連携協力関係を構築するとともに，本校と後援会や地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど，地域と連携した対策を推進する。

6. いじめの早期発見のための取組

- 第9 教職員は，いじめの早期発見に努めるため，学生の日常生活における変化や危険信号を見逃さないよう，常に学生を見守るとともに，教職員相互が積極的に学生の状況に関する情報の交換を行い，情報を共有する。
- 2 いじめを早期に発見するため，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，学生がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - 3 法第16条に基づき整備する「学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制」は，本校においては「学生相談室」の組織をもって充て，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
 - 4 各学生の出身中学校等との情報連携，入学前後の相談機会の充実，入寮に対するきめ細かな支援など，いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。
 - 5 法務局など，本校以外の相談窓口についても学生へ適切に周知する。

7. いじめ事案への組織的対応

- 第10 教職員は，法にのっとり，いじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，いじめ防止対策室長に報告する。いじめ防止対策室ではいじめサポートチームにて情報集約等を行い，それをキャンパスいじめ対策委員会に報告し，組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行い，対処方針を決定するとともに，その結果を機構に報告する。
- 2 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み，いじめ防止対策室に報告を行わないことは法に違反し得ることについて，教職員に周知する。
 - 3 事実関係の確認により，いじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，いじめ防止対策室の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。

- 4 必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
- 5 いじめを受けた学生及びその保護者に対し、いじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための取り組みを行う。
- 6 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

8. インターネット等によるいじめへの対応

- 第11 インターネット等によるいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、学生に情報モラルを身に付けさせる指導や必要な啓発活動を行う。
- 2 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局又は地方法務局の協力により、インターネット接続業者に対して、違法な情報発信の停止や情報の削除を求めることができることについて、いじめを受けた学生又はその保護者に伝える。

9. いじめを行った学生への懲戒

- 第12 教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行った学生に対して懲戒を加える。
- 2 いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、十分な教育的配慮の下、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で、保護者と連携して必要な指導を行う。

10. いじめの解消

- 第13 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

11. 重大事態への対処

- 第14 いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。
- 2 重大事態が発生した場合、直ちに本校の設置者である高専機構本部へ報告し、指導及び支援を仰ぐ。また、「いじめ防止対策室」に事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- 3 「いじめ防止対策室」は、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため

の調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

- 4 「重大事態調査」に係るいじめを受けた学生及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- 6 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本計画の見直し等その他必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

1 2. 教職員の研修等

- 第15 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを計画的に行う。
- 2 前項の研修は、いじめの防止等の対策として、学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上（同僚性の向上）の確保を目的とするものでなければならない。

1 3. 点検及び評価

- 第16 高専機構本部に「いじめ事案調査結果報告書」を提出前もしくは提出後、校長は両キャンパス合同で「いじめ対策委員会」を招集し、いじめに対する措置、いじめの防止及び早期発見に対する取り組み等について点検及び評価を行い、その結果を踏まえて本計画を含めた見直しを検討する。

1 4. 実効的なPDCAサイクルの確保等

- 第17 本計画が定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の意見や学生の意見・要望も参考にしながら適切に点検・評価するとともに、必要な改善のための措置を講じなければならない。
- 2 毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページ等により公表する。
- 3 教職員の人事評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有、組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの再発を防止するための取組等についても考慮する。

1 5. 文書の取扱い

- 第18 いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないよう、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。

香川高等専門学校 いじめ防止等プログラム

【プログラムの基本的な考え方】

いじめは、どの学生にも起こりうる、どの学生も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての学生を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

いじめの未然防止には、教育活動全体を通して、学生の尊厳が守られ、学生が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが求められる。全ての学生に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学生の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

これらの実現には、教職員がいじめに対して正しく理解し、問題意識をもって真剣に取り組むことが求められ、また、教職員のいじめに対する意識・知識の向上も不可欠である。

【いじめの未然防止の取組み】

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育・人権教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ホームルーム活動を通じた人権意識の高揚
- ・ボランティア活動の充実
- ・講演会等の開催

(3) 教育相談の充実（学習相談・生活相談・進路・就職相談など）

- ・教育相談の定期的実施
- ・担任による面談の定期的実施

(4) いじめの実態把握アンケート

- ・いじめアンケート、人権意識アンケート等の実施

(5) 学校行事、課外活動への積極的参画

- ・クラブ活動支援、各種コンテスト参加への支援による自己有用感、自己肯定感の醸成

(6) 学生会活動・寮生役員活動の支援

- ・学生を主体とした自発的な学生会活動の支援
- ・寮生役員を中心とした寮生指導の支援

(7) 寮生活の指導

- ・ポスター掲示やメール配信による呼びかけ
- ・悩み等の相談・マナー配慮の呼びかけ（深夜の長話しや SNS 等への誹謗中傷の書き込み厳禁）

(8) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実
- ・ネットいじめ防止等の理解と意識高揚

(9) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法，学校いじめ防止等基本方針等の周知，決意表明，協力体制の確立（入学式及び後援会総会等配布資料並びにホームページへの掲載。）
- ・後援会総会や支部総会での情報公開
- ・保護者懇談会や保護者アンケートの実施と情報提供

(10) 教職員の意識や資質向上のための研修の実施

- ・学内研修の実施
- ・学外教育研修への参加

(11) 教職員のいじめに対する正しい共通理解

- ・年度当初のいじめに対する理解に関するチェックの実施
- ・新採用の教職員へのガイダンスの実施

【いじめの早期発見の取組み】

(1) いじめの発見（積極的認知）

- ・ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って，早い段階からの的確に関わりを持ち，いじめを隠したり，軽視したりすることなく積極的に認知する。
（気になる兆候については，シーン別にサインをリスト化して共有する。）

(2) 相談体制の整備，充実

- ・相談窓口の設置，周知（掲示物，リーフレット，広報誌，配布物，ホームページ等）
- ・面談の定期的実施（担任，寮，相談室など）

(3) 定期的調査の実施

- ・学校生活・寮生活アンケートの実施（適応感，満足度）
- ・メンタルヘルス（自殺予防）に関するアンケートの実施 → カウンセラーとの面談

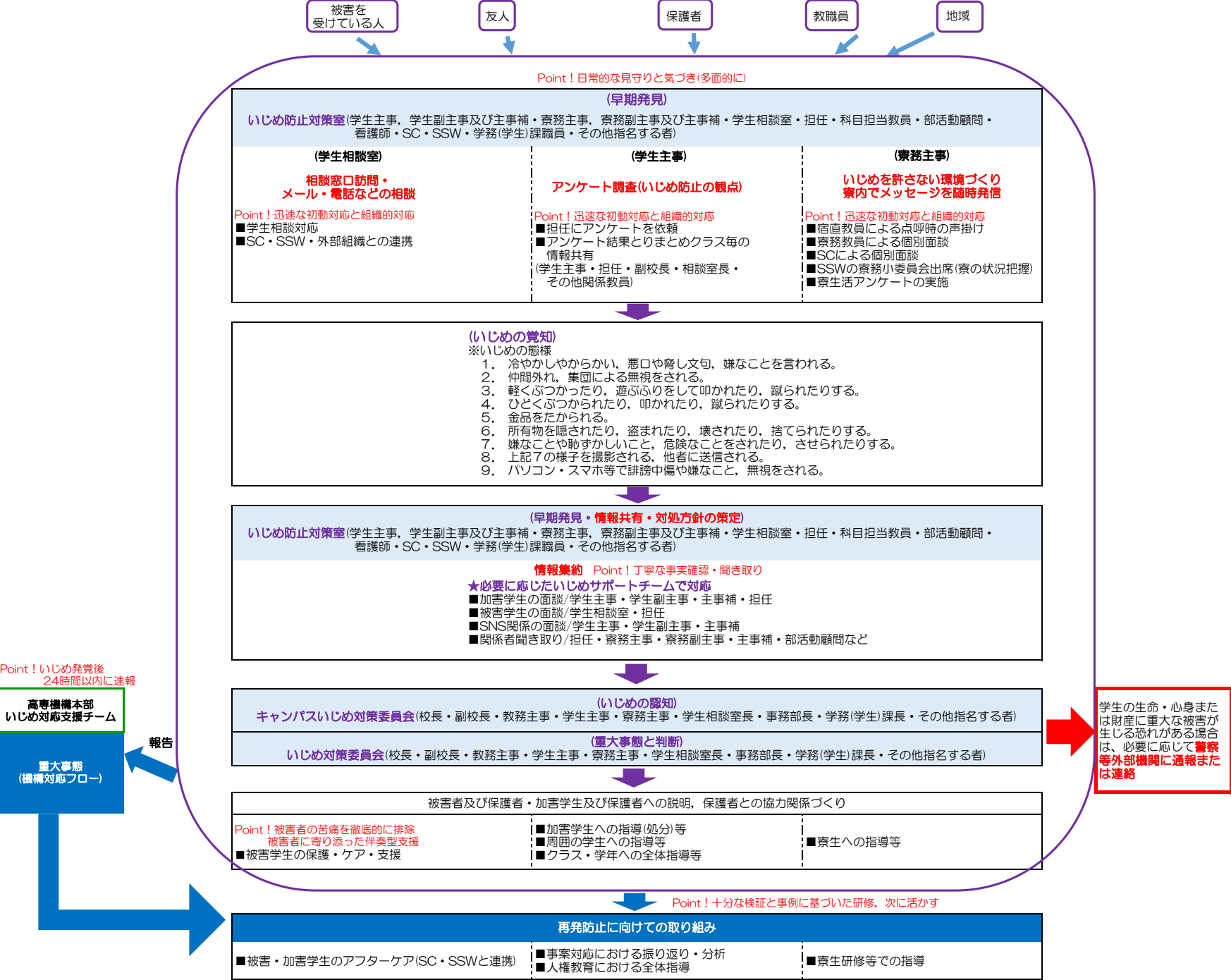
(4) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・いじめ防止委員会（いじめ防止対策室）での情報共有
- ・気にかかる学生の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

【PDCA サイクルに基づく点検・評価と見直し】

(1) 1年間の活動についての点検・評価と次年度に向けたプログラムの見直し

(2) 検証結果を基に改善のための研修計画策定



P 【いじめ防止基本計画等策定（いじめ対策委員会）】

- ★いじめ防止等プログラム 及び早期発見・事案対処マニュアルの策定、教職員への共有、学生及び保護者への周知
- ★策定したいじめ防止基本計画のホームページへの掲載
- ★いじめ重大事案対処方針策定



A 【計画や対応の改善、研修によるスキルアップ（いじめ対策委員会）】

- ★いじめ防止対策室及びキャンパスいじめ対策委員会への改善指導
- ★スキルアップ研修として、定期的な事例検討会を開催
 - ・副校長、学生相談室長、各主事、専門家（SC、SSW）が、定期的にかつ主体的に問題提起を行う。
 - ・抱える問題を課題にした検討会において、具体的な問題を検討することで、教職員の学生理解の意識の向上やスキルアップに繋げる。
 - ・非常勤のSC、SSWも含めて関係する全教職員が一堂に会して、問題点を組織全体で捉え検討することで、学校全体の学生支援力の向上に繋げる。



【評価・検証（いじめ対策委員会、高専機構本部）】

- C**
- ・以下の評価項目に沿って自己点検・評価、いじめ防止基本計画の実効性の検証を行う。
 - (1) 学校いじめ防止等基本計画に基づく対応は適切に行われたか
 - (2) いじめ対策委員会の役割は十分に果たされたか
 - (3) キャンパスいじめ対策委員会の役割は十分に果たされたか
 - (4) いじめ防止対策室の役割は十分に果たされたか
 - (5) いじめ防止等プログラムや、早期発見・事案対処マニュアルは適切に運用され機能したか
 - (6) 検証結果を基に、いじめ防止等の対策の見直し案策定改善のための研修計画策定
 - ・高専機構への定期報告及び随時報告による連携した検証を行う。



D 【防止・早期発見・対処】

【キャンパスいじめ対策委員会】

- ★情報共有や連携
 - ・事案対処方針・いじめであるか否かの判断
 - ・被害学生への支援・加害学生への指導方針決定

【いじめ防止対策室】

- ★いじめの早期発見及び事案対処等に関する中核の組織
- ★必要に応じたいじめサポートチームで対応
 - ・未然防止、早期発見
 - ・調査報告
 - ・被害学生及び保護者の支援
 - ・加害学生及び保護者の対応

